

川崎市条例に基づく

建築士太陽光発電設備説明制度の手引き

(建築士による建築主への太陽光発電設備に関する説明制度)



令和6年3月

目次

1. 建築士太陽光発電設備説明制度の背景と狙い	・・・P2～
2. 建築士太陽光発電設備説明制度について	・・・P4～
3. 建築士太陽光発電設備説明制度の流れ	・・・P6～
4. 太陽光発電設備に関するQ A	・・・P21～
建築士太陽光発電設備説明制度のQ & A	・・・P28～
5. 関係条例・規則	・・・P30～

1. 建築士太陽光発電設備説明制度の背景と狙い

① 気候変動の影響の顕在化について

世界各国及び国内では、気候変動が原因と考えられる被害が生じています。最近では、令和元（2019）年に発生した令和元年東日本台風（台風第19号）において、全国で死者90名、行方不明者9名、住家の全半壊等約7万棟、住家浸水約3万棟の極めて甚大な被害が広範囲で発生し、本市においても、死者1名、全半壊約1,000棟、床上床下浸水約1,700棟などの被害が発生しました。

市内においても気候変動の影響が既に顕在化しています。市内の「年平均気温」、「日最高気温の年平均値」、「日最低気温の年平均値」はいずれも全ての観測地点で上昇傾向がみられ、また「猛暑日」については令和2（2020）年度は平成2（1990）年度の3倍に増加しています。

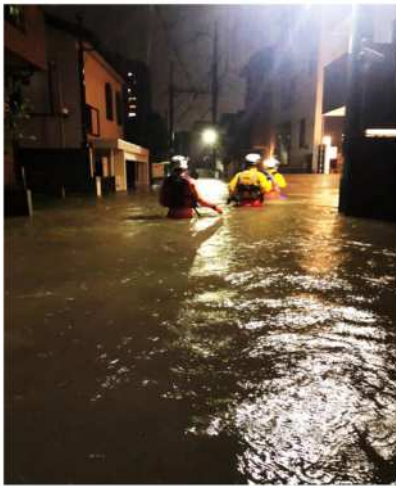


図 令和元年東日本台風の影響（高津区）
（出典：川崎市（消防局））



図 令和2年7月豪雨の被害の様子
（出典：令和3年度版環境・循環型社会・生物多様性白書（環境省））

② 川崎市地球温暖化対策推進基本計画について

上記のような気候変動の影響を受けて、脱炭素化に向けた取組は世界全体で進められており、国内においても、令和3（2021）年6月の地球温暖化対策推進法改正に伴い「2050年カーボンニュートラル」が法定化され、さらに第6次エネルギー基本計画において、「再生可能エネルギーの主力電源化を目指し最優先の原則の下で最大限の導入に取り組む」こととされました。

川崎市においては、令和4（2022）年3月に改定した「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」に、2050年までに市域の温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指すとともに、2030年度の目標として「市域の温室効果ガス排出量の削減▲50%削減（2013年度比）」と「市域の再エネ導入33万kW以上」を位置付けました。

この計画に定める再エネ導入目標達成のためには、これまでの再生可能エネルギーの導入速度の2倍が必要となっていますが、本市は市域のほとんどが市街化されており、現状では風力発電や水力発電など大規模な再エネ設備の適地がないため、今後、本市で再生可能エネルギーを大きく増やすためには、導入ポテンシャルの大多数を占める「建築物への太陽光発電設備の設置」することが最も有力な手段と考えています。

③ 建築物太陽光発電設備等総合促進事業について

「建築物への太陽光発電設備設置」を促進するために、本市では、令和5（2023）年3月に「地球温暖化対策等の推進に関する条例」を改正し、新たな制度として次の4つの制度からなる「建築物太陽光発電設備等総合促進事業」を位置付けました。

建築物太陽光発電設備等総合促進事業	
制度 1	特定建築物太陽光発電設備等導入制度（令和7年度開始） 延べ床面積 2,000 m ² 以上の建築物を新増築する 建築主 への太陽光発電設備等の 設置義務
制度 2	特定建築事業者太陽光発電設備導入制度（令和7年度開始） 延べ床面積 2,000 m ² 未満の新築建築物を市内に年間一定量以上建築する 建築事業者 への太陽光発電設備 設置義務
制度 3	建築士太陽光発電設備説明制度（令和6年度開始） 建築士 に対し、建築主への「太陽光発電設備の設置に関する説明」を行う 説明義務
制度 4	建築物太陽光発電設備誘導支援制度（令和5年度開始） 地球温暖化防止活動推進センターや専門的知識を有する関係団体、地域エネルギー会社などと連携した新たな 誘導支援の枠組みの創設

建築物太陽光発電設備総合促進事業の考え方
<ul style="list-style-type: none"> 本市では、2050年の脱炭素社会の実現に向けた取組を推進しており、再生可能エネルギーの導入拡大を進めていく必要があります。 本市のような市域のほとんどが市街化されている都市で再生可能エネルギーの導入拡大をするには、建築物への太陽光発電設備の設置が最も有効な手段と考えています。 また、これから建てられる建築物は、その多くが2050年まで残るものであるため、新築建築物等への太陽光発電設備の導入に向けた施策を強化し、取り組むことが必要です。 太陽光発電設備の設置を一層促進するため、市民・事業者の皆様が、正しい情報を理解した上で、設備設置の判断がなされるよう、行政としても必要な情報発信・支援を行います。

※詳細な制度内容は、市ホームページでご案内しています。

<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000156267.html>

2. 建築士太陽光発電設備説明制度について

① 建築士太陽光発電設備説明制度の狙い

川崎市では、これまで市内の個人住宅等への太陽光発電設備等の設置に対する補助事業を実施しており、この補助金を活用して太陽光発電設備を設置した市民の皆様へのアンケートでは、**太陽光発電設備を導入しようと思ったきっかけの回答の60%以上が「業者からの勧め」**であったことから、建築物の新築等のタイミングで建築主に対して太陽光発電設備の設置の提案や説明をすることは**設備導入のきっかけとして重要な機会**であると考えています。

そのため、**建築士から新築建築物の建築主に対して、太陽光発電設備に関する説明制度（建築士太陽光発電設備説明制度）**を創設いたしました。

この説明制度において、建築士の皆様と協力しながら、環境にやさしく、電気代の削減や、停電時の電気活用といった太陽光発電設備設置のメリットなどをより多くの建築主に御理解いただいた上で、設置の判断がなされることで、住宅等の太陽光発電設備の導入につなげ、市域の再エネ導入をより一層、促進していきたいと考えています。

② 建築士太陽光発電設備説明制度の制度内容

本制度は次の通りです。

②-1 制度概要

建築士は、建築物の新築等に係る設計を行うときは、当該設計の委託をした建築主に対し、当該設計に係る建築物等に設置することができる太陽光発電設備について、書面を交付して説明しなければならない。

また、説明をした建築士は、交付した**書面の写し**を説明した日から**3年間保管**しなければならない。

②-2 説明者（制度対象者）と説明の相手方（条例第25条第1項）

説明者（制度対象者）	規則で定める建築物の設計を行う建築士
説明の相手方	建築士に設計業務を委託した建築主

②-3 説明対象となる建築物（条例施行規則第24条）

床面積の合計が10㎡を超える建築物を対象とする。

原則として、設備設置の可能性のあるものを対象とする

②-4 制度対象外となる場合（条例第 28 条、条例施行規則第 25 条、条例施行規則第 28 条等）

ア 説明の対象外となる建築物

- (ア) 仮設建築物（建築物省エネ法第 18 条第 2 号）
- (イ) 文化財等の建築物（建築物省エネ法第 18 条第 3 号）
- (ウ) 延床面積 2,000 平方メートル以上の建築物
- (エ) 該当する建築物が市の公共施設である場合

設備設置になじまない建築物や、説明制度によらずとも設置を進める建築物は対象外とする

イ 建築士の説明を要しない場合

- (ア) 委託契約前に説明をした場合
- (イ) 建築事業者が建築士の使者として代わりに説明をした場合

建築事業者が建築士に代わり説明をした場合など実質的に制度の目的を果たしている場合

- (ウ) 建築士が説明をしようとした際に建築主が説明を要しない旨の意思表示をした場合
- (エ) 建売住宅などを建築する事業者が建築主である場合

建築主が求めない場合や、建築主がハウスメーカー等の事業者である場合

②-5 説明内容（条例施行規則第 26 条）

建築士から建築主に説明する内容は次の通り。

- (ア) 設置することが可能な太陽光発電設備の出力
- (イ) 太陽光発電設備の利用による温室効果ガスの排出の量の削減その他の地球温暖化対策に関する情報

建築主に太陽光発電設備の設置検討のきっかけとなる情報を説明する

②-6 書面の保管（条例第 25 条、条例施行規則第 27 条）

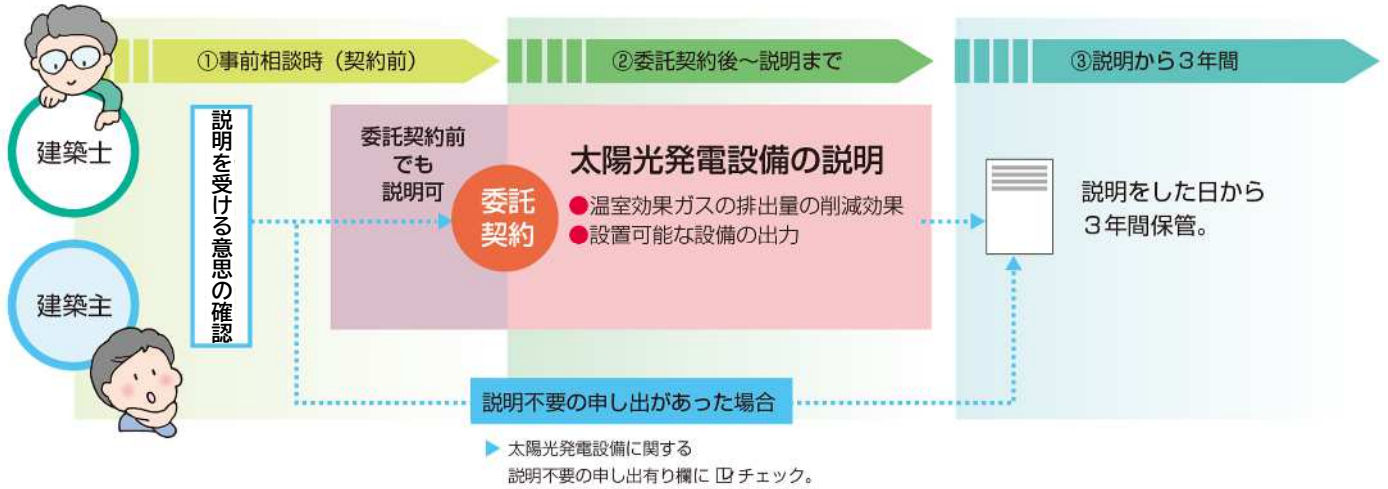
建築士から建築主に説明する際に使用した書面の取り扱いは次の通り。

説明した日から 3 年間書面の写しを保管すること。

ただし、書面は電磁的記録によることも可能。

3. 建築士太陽光発電設備説明制度の流れ

① 実施時期・手順



①-1 説明を受ける意思の確認（事前相談時（契約前））

- 実施時期**／太陽光発電設備の説明は、建築主による設備設置の判断が可能な時期に行なえるよう、建築士と設計契約を締結する前などに、説明を受ける意思の確認を実施することが望ましいです。
- 実施手順**／川崎市の制度として、「建築士から建築主に対して太陽光発電設備の説明を行う義務」があることを案内してください。

◆建築主が説明を希望しない場合◆

「説明用リーフレット（兼意思表示書面）」の表面の「太陽光発電設備の設置を希望しない旨の申し出有り」の項目にチェックを入れ、意思表示があった年月日を記載してください。

チェック等を入れた「説明用リーフレット（兼意思表示書面）」は、意思表示があったから3年間保存してください。

- 留意事項**／建築主が説明を求めないように建築士の方から誘導することの無いよう御配慮ください。

①-2 建築主への太陽光発電設備に関する説明（委託契約後から説明まで）

- 実施時期**／建築士による意思確認後、設計を行う前など、建築主が設備設置の判断ができるよう早期に実施することが望ましいです。
- また、説明は契約後を基本としていますが、契約前でも構いません。
- 説明内容**／1, 太陽光発電設備の利用による温室効果ガスの排出量の削減効果
2, 設置することが可能な太陽光発電設備の出力
- 実施手順**／建築主への説明には、本市が作成した「説明用リーフレット」を活用することができます。
- このリーフレットは、表面に記載している事項が必ず御説明いただく内容となっています。なお、裏面についてもご案内いただくことで建築主に適切な情報を届けることができます。
- また、表面の「2. 設置することが可能な太陽光発電設備の出力」では、記載されている計算式に基づき、説明対象の建築物への太陽光発電設備の出力を計算してください。

本リーフレットを使用しない場合、リーフレットを参考に、上記説明内容 1 及び 2 の事項を記載した書面を作成の上、説明を行ってください。

●説明書面のダウンロード（P7、8 参照）

「説明用リーフレット(兼意思表示書面)」は本市のホームページからダウンロードできます。

※ダウンロード元：本市「制度 3 建築士太陽光発電設備説明制度」のページ

リンクアドレス：<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000156070.html>

①-3 書面の保管（説明から 3 年間）

●実施時期／説明をした日から 3 年間、説明用リーフレット等、説明書面の写しを保管してください。

ただし、説明不要の申し出があった場合は原本を保管してください。

●実施手順／建築主に説明用リーフレット等の説明書面を用いて説明いただき、その写しを説明した建築士の方が保管をします。

なお、説明・保管する書面は、電子データでも構いません。



IT 環境を活用した説明

建築主と事前の同意を得ていれば、IT 環境を活用し、WEB 会議システムを用いて説明していただくことも差し支えありません。その際は WEB 会議システムの共有機能を使っていただくなどして説明を行った後、書面の電子ファイルはメール等を使って建築主に交付してください。



説明用リーフレット（兼意思表示書面）＜表面＞

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例に基づく建築士太陽光発電設備説明制度

太陽光発電設備の設置について



今、太陽光発電が注目されています！！

①世界規模の気候変動と川崎市の取組

近年、世界各地で熱波や大雨などの異常気象や気象災害が頻繁に発生しており、川崎市でも、猛暑日が増えたり、台風により床上浸水が発生するようなケースが発生しており、地球温暖化対策は待ったなしの状態です。

そこで川崎市では、脱炭素社会の実現に向けて、環境にやさしく、住む方にも電気代削減や、停電時の電気活用などのメリットがある太陽光発電設備の設置を促進しています。その取組の一つとして建築士の方から建築主の方へ太陽光発電設備に関する説明をさせていただいています。



②太陽光発電はメリットがたくさん

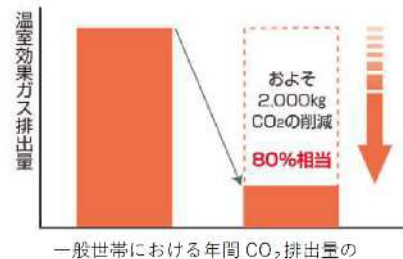
太陽光発電設備は建物に設置すれば、環境に大きな影響を与えずに地球温暖化対策ができるだけでなく、「発電した電気でも電気代を節約できる」「災害時も家電が使える」といったメリットがあります。

1. 太陽光発電設備の利用による温室効果ガスの排出量の削減効果

太陽光発電は、発電過程で温室効果ガスを排出しないクリーンな発電方法です。川崎市の住宅における平均である **4 kW の設備を設置した場合、年間約 2,000 kg-CO₂ の削減**が可能です。

これは一般的な世帯が化石燃料由来の電気を使った場合と比べると、**年間に排出する CO₂ の約 80%※に相当**します。

※家庭部門の CO₂ 排出実態統計調査結果による



2. 設置することが可能な太陽光発電設備の出力

太陽光発電設備を屋根などに設置するために必要な面積は一般的に約 10 m²/kW と言われています。一般的に日照量が少なくなる北面屋根を除いて試算すると

あなたの建物に設置可能な太陽光は _____ kW 程度※1 と見込まれます。

【上記の計算式 北面屋根を除いた屋根面積※2 _____ m² ÷ 10】

※1 屋根の向きや日影といった周辺環境、屋根の形などの諸条件によって、実際の設置可能な設備は上記のものと異なる場合があります。

※2 「北面屋根を除いた屋根面積」とは、水平面（陸屋根）と、南を含む東から西向きまでの屋根面積の合計を指します。

◆建築主の氏名（法人の場合、名称及び代表者の氏名） / _____

◆建築予定地住所 / _____

◆建築士の氏名 / _____

◆建築士が所属する事務所の名称 / _____

◆説明をした日 / _____ 年 _____ 月 _____ 日

太陽光発電設備の設置を希望しない旨の申し出有り → _____ 年 _____ 月 _____ 日

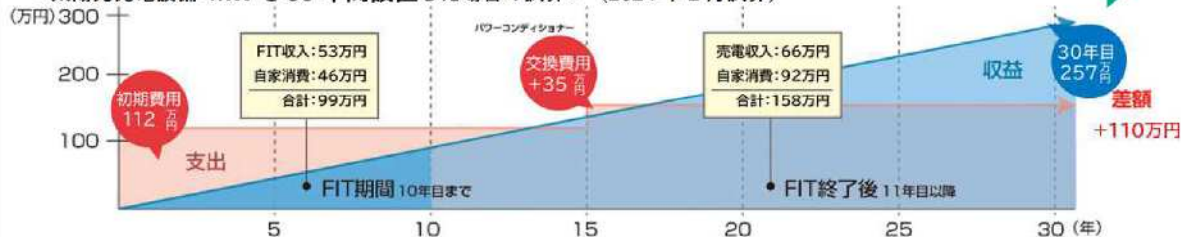
ウラ面に太陽光発電設備の魅力を紹介しています

電気代が節約できる

太陽光発電で作られた電気を使えば、電力会社から買う電力量が減り、**電気代の削減につながり、長期的には初期費用の回収も可能です。**

また、太陽光発電で作られた電気は**売るよりも自分で使う（自家消費）方がそのメリット大きく、電気代が高騰している現在では、これまで以上にそのメリットが大きくなっています。**

＜太陽光発電設備 4kW を 30 年間設置した場合の試算＞（2024 年 2 月試算）



※このほかに市では補助制度も実施予定。

※パネル・廃棄リサイクル等を行った場合は約 30 万円の費用が別途発生（撤去費含む、屋根の吹き替え等と合わせて実施した場合）

～設置したときの収支シミュレーションをしてみよう！～

Suncle（サンクル）は、東京電力ホールディングス株式会社が運営する、太陽光発電導入支援サイトです。住所を入力するだけで、設置費用や補助金を踏まえた収支シミュレーションが簡単に行えます。

[シミュレーションサイトはコチラ→](#)



災害時も電気が使える

太陽光があれば発電するため**停電時でもスマホ充電やテレビなどの家電が使えます。**また、**蓄電池があれば発電した電気を貯めることができ、夜間や雨天でも使えるため安心です。**



設備は長く使える

25～30 年以上使えます。

太陽光パネルの製品寿命は 25～30 年以上といわれ、他の家電製品と比べるととても長く使える製品です。

※別途、パワーコンディショナーの交換は 10～15 年程度が必要となります。

※太陽光発電はリサイクル・廃棄ができます。（詳しくは下記の太陽光 QA をご覧ください。）

維持管理の手間が少ない

日常的なメンテナンスはほとんど必要ありません。

太陽光パネルにつくゴミやほこりは、雨などで洗い流されてほぼ元の状態に戻りますので、定期的に屋根に上って掃除をする必要はほとんどありません。

ただし、**発電量を日常的にチェックすることで設備の異常などを一早く察知することができます。**

万が一、**発電量の低下や、設備の破損などが見受けられる場合は、むやみに触らず施工業者や販売店に連絡してください。**

その他にもいろいろな情報を発信しています！

水害などの災害への備え、火災保険の補償対象、リサイクルや廃棄、屋根のメンテナンスといった設備の様々な疑問はこちらをご覧ください。

[＜太陽光 QA＞はコチラ→](#)



●川崎市からのお知らせ

📖 太陽光発電の情報サイト

川崎市ではポータルサイト「かわさき太陽光広場」で太陽光発電に関する情報発信を行っています。この中では、補助制度や、太陽光発電設備の施工業者に関する情報も発信しています。

[ポータルサイトはコチラ→](#)



② 説明用リーフレットの解説（表面）

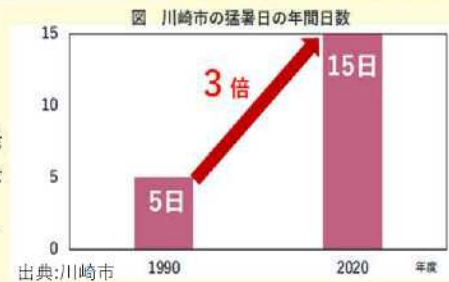
②-1 太陽光発電のメリット

今、太陽光発電が注目されています！！

①世界規模の気候変動と川崎市の取組

近年、世界各地で熱波や大雨などの異常気象や気象災害が頻繁に発生しており、川崎市でも、猛暑日が増えたり、台風により床上浸水が発生するようなケースが発生しており、地球温暖化対策は待ったなしの状態です。

そこで川崎市では、脱炭素社会の実現に向けて、環境にやさしく、住む方にも電気代削減や、停電時の電気活用などのメリットがある太陽光発電設備の設置を促進しています。その取組の一つとして建築士の方から建築主の方へ太陽光発電設備に関する説明をしていただいています。



②太陽光発電はメリットがたくさん

太陽光発電設備は建物に設置すれば、環境に大きな影響を与えずに地球温暖化対策ができるだけでなく、「発電した電気で電気代を節約できる」「災害時も家電が使える」といったメリットがあります。

太陽光発電設備は、建築物の屋根や屋上へ設置をすれば、一部のメガソーラーのように大規模な開発を要さず設置をすることができます。

さらに、太陽光発電設備には、主に次のようなメリットがあります。

メリット1 / 地球温暖化対策

太陽光発電で発電された電力の最大の特長は、太陽光由来であることから、クリーンである点です。火力発電のように、発電時にCO₂（二酸化炭素）や、SO_x（硫黄酸化物）、NO_x（窒素酸化物）などの大気汚染物質を発生させることがありません。

また、川崎市の各家庭で多く設置される「4 kW」の太陽光発電設備を設置すれば、年間約2,000kg-CO₂の削減が可能であり、これは一般的な世帯が年に排出するCO₂の約8割に相当します。

メリット2 / 電気料金の削減効果

太陽光発電設備は設置してしまえば、メンテナンス費用等がほとんどかからず、電気代の節約ができます。長期的には設備設置の初期費用以上に経済メリットがあります。

メリット3 / 災害時の非常用電源として利用できる

太陽光発電設備は停電などで電力会社からの電気供給が止まってしまった場合でも、その設備で作った電気を使用することができます。(太陽光発電の「自立運転機能」。詳しくはP15、P16を参照)

メリット4 / 企業の社会的貢献のアピール効果も

近年では、企業がSDGsに取り組むことや、カーボンニュートラルへ貢献することが、社会的責任(CSR)となりつつあります。事業用建築物への太陽光発電設備の導入は、“目に見える”環境対策であり、企業広報に活用して、企業のブランドイメージ向上につなげているケースもあります。

メリット5 / 設置場所を選ばない

太陽光発電設備はさまざまな形のパネルを組み合わせることで**設置する場所の広さに合わせて設置が可能**であり、メガソーラーのような地面設置(野立て)だけでなく、これまでも住宅の屋根に設置がされてきました。

②-2 説明項目

次の2点が、「建築士太陽光発電設備説明制度」において、建築士の方から、建築主の方に対して説明が必須の項目となっています。

- 1. 太陽光発電設備の利用による温室効果ガスの排出量の削減効果
- 2. 設置することが可能な太陽光発電設備の出力

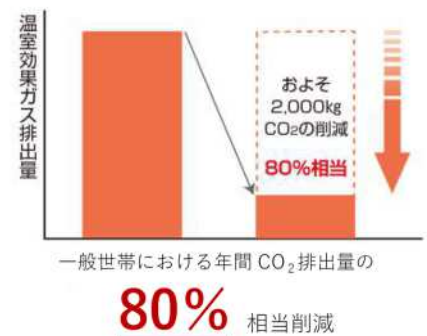
ア 「1.太陽光発電設備の利用による温室効果ガスの排出量の削減効果」について

1. 太陽光発電設備の利用による温室効果ガスの排出量の削減効果

太陽光発電は、発電過程で温室効果ガスを排出しないクリーンな発電方法です。川崎市の住宅における平均である **4 kW の設備を設置した場合、年間約 2,000 kg-CO₂ の削減**が可能です。

これは一般的な世帯が化石燃料由来の電気を使った場合と比べると、**年間に排出する CO₂ の約 80%※に相当**します。

※家庭部門の CO₂ 排出実態統計調査結果による



太陽光発電設備を 1 kW 設置した場合の発電量は、年間約 1,200kWh との調査結果*1 があります。この 1,200kWh/年間の電力量を化石燃料由来の電気で使用した場合、温室効果ガス排出量は約 500kg-CO₂/年間となります。

*1 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス実証事業調査結果（2023.12 一般社団法人環境共創イニシアチブ）より

川崎市でこれまで太陽光発電設備を設置された住宅では、4kW 程度の設備設置がされていますが、この場合、化石燃料由来の電気を使用した場合と比較して、年間約 2,000kg-CO₂ の温室効果ガス排出量の削減が可能となります。

また、「家庭部門の CO₂ 排出実態統計調査」によれば、世帯平均の年間排出量は約 2,570 kg-CO₂ とされています。

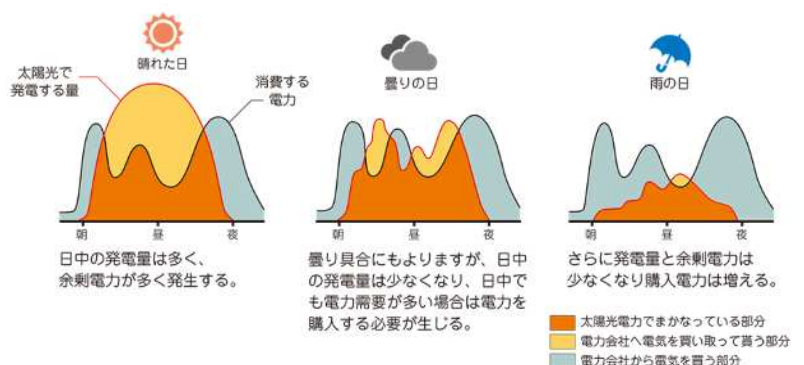
このことから、 $2,000\text{kg-CO}_2 \div 2,570 \text{ kg-CO}_2 = \text{約 } 80\% \text{ に相当する}$ としています。



曇りや雨の日は発電しない？

出典：一般社団法人太陽光発電協会 HP

曇りや雨の日は発電量が少なくなりますが、住宅屋根に 4kW の太陽光発電設備を設置すると、天候などの諸条件を加味しても、年間では 4,800kWh 程度の発電量が期待できます。



イ 「2.設置することが可能な太陽光発電設備の出力」について

□ 2. 設置することが可能な太陽光発電設備の出力

太陽光発電設備を屋根などに設置するために必要な面積は一般的に約 10 m²/kW と言われています。一般的に日照量が少なくなる北面屋根を除いて試算すると

あなたの建物に設置可能な太陽光は _____ kW 程度※1と見込まれます。

【上記の計算式 北面屋根を除いた屋根面積※2 _____ m² ÷ 10】

※1 屋根の向きや日影といった周辺環境、屋根の形などの諸条件によって、実際の設置可能な設備は上記のものとは異なる場合があります。

※2 「北面屋根を除いた屋根面積」とは、水平面（陸屋根）と、南を含む東から西向きまでの屋根面積の合計を指します。

ここでは、建築士の方から、建築主の方にどの程度の太陽光発電設備の設置が可能か説明していただくものとなっています。

実際には屋根の向きや日陰といった周辺環境、屋根の形などによってこの計算式のとおりとは必ずしもなりません。建築主の方に太陽光発電設備設置を検討していただくためのきっかけとして説明いただきたいと考えています。

太陽光発電設備を 1 kW 設置するためには一般的に約 10 m² の面積が必要となりますので、ここでは簡易な計算として、「北面屋根を除いた屋根面積 m² ÷ 10」としています。

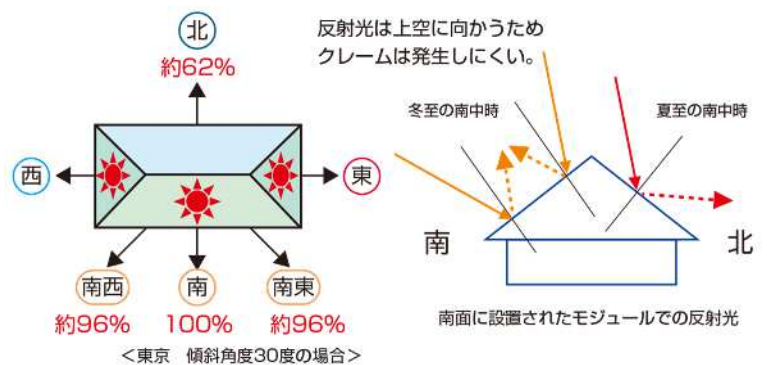


太陽光発電設備は北面屋根では発電しない？ 出典：一般社団法人太陽光発電協会

太陽光発電設備を住宅に設置する場合、南面への設置が最も発電に有効であることが示されていますが、北面屋根であっても一定程度は発電します。

ただし、南面屋根の方が、反射光が上空に向かうため、反射光により近隣への影響が小さいと考えられます。

太陽光発電設備を設置する際にはそのようなことも加味しながら設置を行っていただくことが重要です。



②-3 説明した日や、説明を受けた建築主の諸情報

ここでは、建築主の方の情報や、建築士の方の情報を記載します。

◆建築主の氏名（法人の場合、名称及び代表者の氏名） / _____

◆建築予定地住所 / _____

◆建築士の氏名 / _____

◆建築士が所属する事務所の名称 / _____

◆説明をした日 / 年 月 日

太陽光発電設備の設置を希望しない旨の申し出有り→ 年 月 日

(記載例① 建築主の方に説明を行った場合)

◆建築主の氏名（法人の場合、名称及び代表者の氏名） / 川崎 太郎

◆建築予定地住所 / 川崎市川崎区宮本町●●●●●●●●

◆建築士の氏名 / 環境 花子

◆建築士が所属する事務所の名称 / 環境花子設計事務所

◆説明をした日 / 令和6年 4月 5日

太陽光発電設備の設置を希望しない旨の申し出有り→ 年 月 日 ←記入しません

「建築主の氏名」は本人による署名は必要ありません。

(記載例② 建築主の方が説明を求めない場合)

◆建築主の氏名（法人の場合、名称及び代表者の氏名） / 川崎 太郎

◆建築予定地住所 / 川崎市川崎区宮本町●●●●●●●●

◆建築士の氏名 / 環境 花子

◆建築士が所属する事務所の名称 / 環境花子設計事務所

◆説明をした日 / 年 月 日 ←記入しません

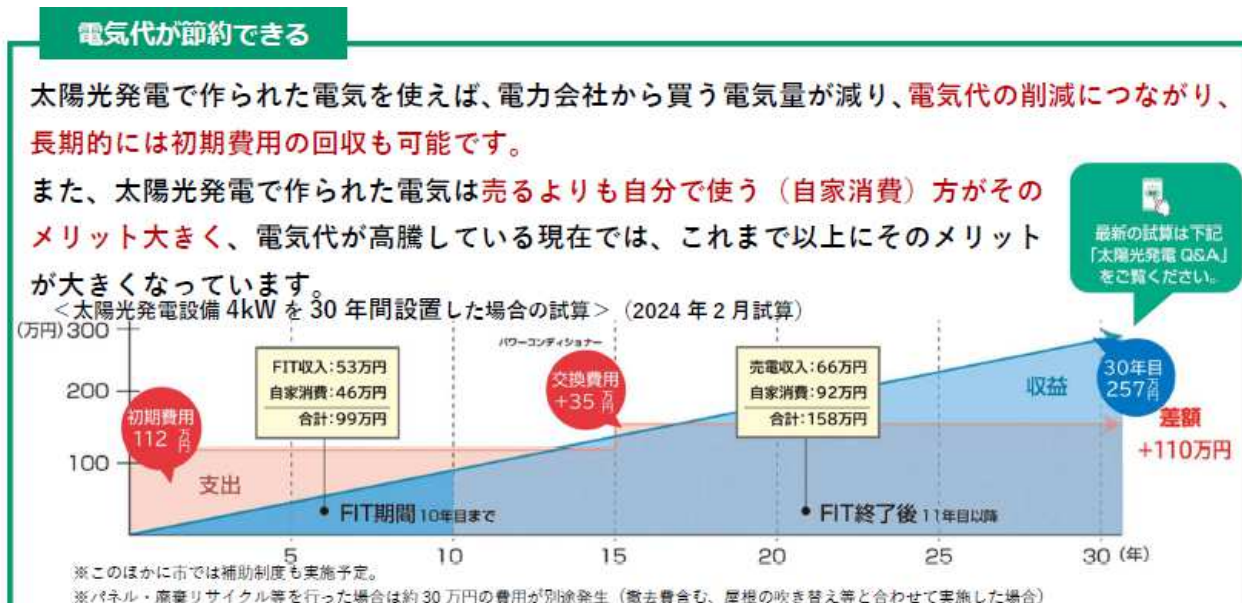
太陽光発電設備の設置を希望しない旨の申し出有り→ 令和6年 4月 5日

「建築主の氏名」は本人による署名は必要ありません。

③ 説明用リーフレットの解説（裏面）

リーフレットの裏面には太陽光発電設備の魅力を紹介しています。裏面の説明については任意ですが、建築主の方にとって有益な情報ですので、ぜひ御案内ください。

③-1 「電気代の節約ができる」



太陽光発電設備は設備設置に係る初期費用を要しますが、電気代の削減効果などによって、長期的には初期費用も含めて経済メリットが大きいものとなっています。

また、初期費用の回収は約12年で可能となります。（パワーコンディショナーの交換を含んだ場合でも約15年で回収可能です。）

図：太陽光発電システム（4kW）の支出と収入

支出 初期費用 112万円 <small>初期費用には主に、太陽光発電設備（パネル本体、パワーコンディショナーなど）、その付帯設備（設置に関する架台など）、設置費用などがあります。</small>	パワーコンディショナー <10～15年> 35万円	収入 FIT期間（1～10年目） 99万円 FIT終了後（11～30年目） 158万円 合計257万円の支出	FIT収入：53万円 自家消費：46万円	収支差額 110万円 プラス
	合計147万円の支出		売電収入：66万円 自家消費：92万円	

※このほかに市では補助制度も実施しています。
※パネル・廃棄リサイクル等を行った場合は約30万円の費用が別途発生（撤去費含む、屋根の吹き替え等と合わせて実施した場合）

※太陽光発電Q&A (<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000130076.html>) で図中の試算方法を示しています。



太陽光発電は売るよりも自分でその電気を使う（自家消費）方が良い

太陽光発電設備で生み出された電気の活用としては、①その建物で使う「**自家消費**」、②電力会社に売る「**売電**」があります。

図：太陽光発電設備（4kW）の支出と収入の場合、

①自家消費：36円/kWh（電力会社からの購入費用相当）

②売電：16円/kWh（FIT期間中）、※FIT期間終了後9.5円/kWhと試算しています。

10年ほど前は、この売電価格が今よりも高かったため、「売電」の方がメリットがありましたが、**現在は、自家消費の方がメリットがあり、太陽光発電は「使う時代」となっています。**

③-2 「太陽光発電設備の導入シミュレーションについて」

～設置したときの収支シミュレーションをしてみよう！～

Suncle（サンクル）は、東京電力ホールディングス株式会社が運営する、太陽光発電導入支援サイトです。住所を入力するだけで、設置費用や補助金を踏まえた収支シミュレーションが簡単に行えます。



シミュレーションサイトはコチラ→

東京電力ホールディングス株式会社では「Suncle（サンクル）」という太陽光発電導入支援サイトを公開しています。

このページでは、建物ごとの日射量を踏まえて、太陽光発電設備を設置したときの収支計算などが行えるので、新たに設置を考えている市民の方がご自身でシミュレーションすることができます。

詳しくは、QRコードからホームページをご覧ください。

Suncle 太陽光発電シミュレーション

例えばこの建物なら
シミュレーション結果

シミュレーション・イメージ

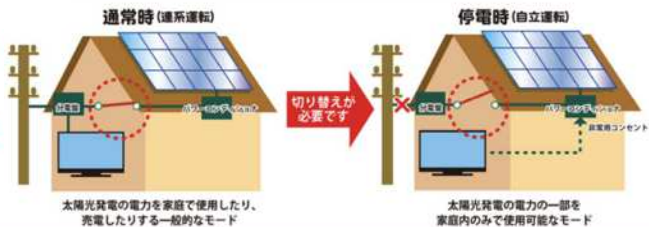
収支計算の詳細		20年に換算すると	
節約できる電費	18,666 円/月	節約できる電費	1,019,447 円
節電効果	3,378 kWh/月	発電総額	3,046,133 kWh
売電収入	15,288 円/月	発電総額	3,046,133 kWh
設置費用目安	2,670,000 円	発電収支差額	1,495,580 円
補助金	100,000 円		
補助金詳細	令和6年度「太陽エネルギー普及促進事業」(個人住宅)		
設置費用の返戻率	12%		

出典：Suncle（サンクル）HP

③-3 「災害時も電気が使える」

災害時も電気が使える

太陽光があれば発電するため停電時でもスマホ充電やテレビなどの家電が使えます。また、蓄電池があれば発電した電気を貯めることができ、夜間や雨天でも使えるため安心です。



太陽光発電設備から直接電気を使用することを太陽光発電の「自立運転」と呼んでいます。

一般的には、自立運転機能を使用すると、消費電力が最大 1.5kW (1,500W) までの家電製品などが使えます (1.5kW 未満の発電電力しかない場合は、その電力値が消費電力となります)。

1.5kWまで使える電化製品のイメージ

大 消費電力 (定格)	電子レンジ	1,400W
	アイロン	1,400W
	電気炊飯器	1,300W
	浴室乾燥機 (電気式)	1,290W
	温水洗浄便座 (瞬間式・使用時)	1,200W
	ハロゲンヒーター	1,200W
	洗濯乾燥機 (乾燥時)	1,100W
	ドライヤー	1,000W
	掃除機	1,000W
	電気ヒーター	800W~1,000W
電気カーペット	760W~1,000W	
エアコン (10~15畳用)	750W~1,100W	
電気ポット (沸騰時)	800W	
温水洗浄便座 (貯湯式・使用時)	500W	
エアコン (6畳用)	450W	
洗濯機	400W	
オイルヒーター	360W~1,500W	
冷蔵庫	200W~300W	
蛍光灯照明	100W	
液晶テレビ	50W	
パソコン	45W	
扇風機	34W	
スマートフォン等の充電	5W~20W	
電球型蛍光灯	12W	
LED電球	8W	
小		

※これは定格消費電力の一例であり、実際は製品の種類・使用方法によって異なります。 出典：資源エネルギー庁調べ、スマートフォンメーカーHPから作成

また、太陽光発電協会のホームページにおいて、各パネルメーカーの自立運転への切り替え方法などを案内しています。

URL : <https://www.jpea.gr.jp/house/poweroutage/>

ここでは、その内容について一部ご紹介します。

「自立運転機能」の使用方法

- 「自立運転用コンセント」の位置を確認する

屋内用パワーコンディショナの場合

底面か側面にコンセントが付いています

屋外用パワーコンディショナの場合

一般用コンセント 非常用コンセント
- 取扱説明書で「自立運転モード」への切り替え方法を確認する

通常時 (連系運転)

太陽光発電の電力を家庭で使用したり、売電したりする一般的なモード

停電時 (自立運転)

太陽光発電の電力の一部を家庭内のみで使用可能なモード

切り替えが必要です
- 「主電源ブレーカー」をオフにする
- 「太陽光発電ブレーカー」をオフにする
- 「自立運転モード」に切り替える
- 「自立運転用コンセント」に必要な機器を接続して使用する
- 停電復旧時には「自立運転モード」解除 → 「主電源ブレーカー」オン → 「太陽光発電ブレーカー」オンの順で、必ず元に戻す
- 連系運転 (通常) モードになっていることを確認する

出典：太陽光発電協会 HP

③-4 「設備は長く使える」

設備は長く使える

25～30年以上使えます。

太陽光パネルの製品寿命は25～30年以上といわれ、他の家電製品と比べるととても長く使える製品です。

※別途パワーコンディショナーの交換は10～15年程度で必要となります。

※太陽光発電はリサイクル・廃棄ができます。(詳しくは太陽光QAをご覧ください。)

太陽光発電設備の法定耐用年数は17年とされていますが、多くのメーカーでは出力保証期間を25年程度としており、長期間にわたって一定以上の発電量が保証されています。また、30年以上の出力保証期間を超えて使用されている事例もあります。

千葉県佐倉市に設立された佐倉ソーラーエネルギーセンターでは、1984年に設置された太陽光発電設備が、2024年2月現在も稼働しています。

また、住宅用の設備でも1993年に発売された太陽光発電設備が2023年7月現在も稼働しています。



佐倉ソーラーエネルギーセンター（1984年～稼働）

出典：京セラ株式会社 HP (<https://www.kyocera.co.jp/solar/advantage/features/>)

画像提供：京セラ株式会社

また、川崎市内の設置事例でも長期間使われている太陽光発電設備は次のようなものがあります。

川崎市中原区に所在する株式会社イスズの本社屋上では、1994年に設置された太陽光発電設備が2024年1月現在も稼働しています。



株式会社イスズ本社（1994年～稼働）

画像提供：株式会社イスズ

③-5 「維持管理の手間が少ない」

維持管理の手間が少ない

日常的なメンテナンスはほとんど必要ありません。

太陽光パネルにつくゴミやほこりは、雨などで洗い流されてほぼ元の状態に戻りますので、定期的に屋根に上って掃除をする必要はほとんどありません。

ただし、**発電量を日常的にチェックすることで設備の異常などを一早く察知することができます。**

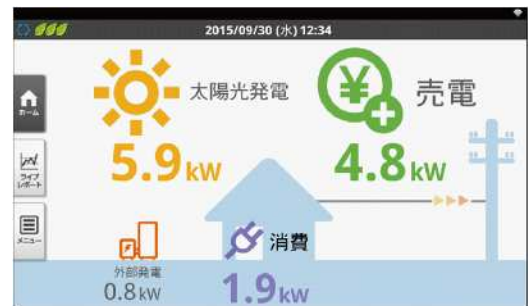
万が一、発電量の低下や、設備の破損などが見受けられる場合は、むやみに触らず施工業者や販売店に連絡してください。

日常的に発電量をチェックすることで、急激な発電量の低下などの変化をいち早く察知することができます。このような状態の場合、設備になんらかの異常が発生している可能性があるため、早期に適切に対応する必要があります。これらのチェックは、発電量確認モニターを設置すればリアルタイムで行うことができます。機器によってはパソコンやスマートフォンから確認できるものもあります。

また、機器によって発電量を記録できる機能を備えるものもありますが、このような機能や記録できる期間は機器により異なるため、詳しくは施工業者や販売店に確認いただくようご案内をお願いします。



発電量確認モニター



モニター画面のイメージ

画像提供：京セラ株式会社

③-6 「太陽光発電 QA について」

その他にもいろいろな情報を発信しています！

水害などの災害への備え、火災保険の補償対象、リサイクルや廃棄、屋根のメンテナンスといった設備の様々な疑問はこちらをご覧ください。

[<太陽光 QA>はコチラ](#)



川崎市では、太陽光発電 QA を作成しています。その一部について P20「4. 太陽光発電設備に関する QA」において、ご紹介しています。

③-7 「太陽光発電の情報サイトについて」

●川崎市からのお知らせ

☞ 太陽光発電の情報サイト

川崎市ではポータルサイト「かわさき太陽光広場」で太陽光発電に関する情報発信を行っています。この中では、補助制度や、太陽光発電設備の施工業者に関する情報も発信しています。

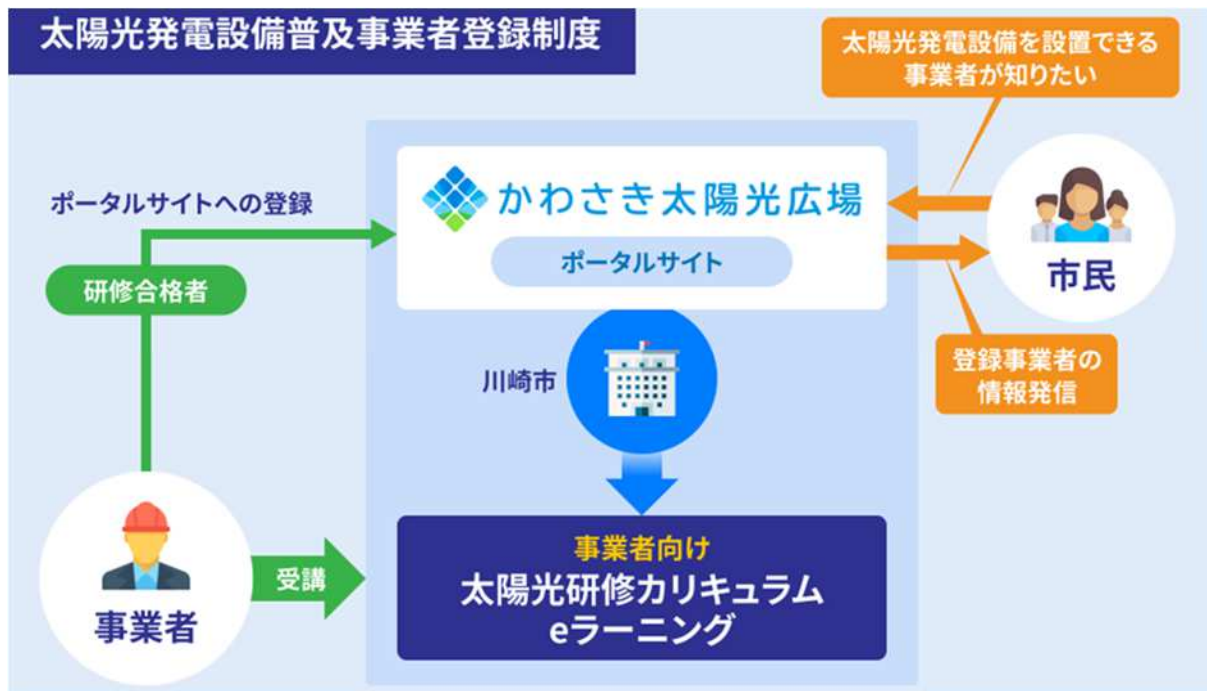
[ポータルサイトはコチラ](#)



川崎市が運営するポータルサイト「かわさき太陽光広場」では、太陽光発電に関する情報発信として「太陽光発電 QA」や、「補助制度」などの情報に加えて、太陽光発電設備の普及に取り組む事業者の紹介（太陽光発電設備普及事業者登録制度）もしています。太陽光発電設備導入の検討に活用できるものとして建築主の方へ情報提供をお願いします。

太陽光発電設備普及事業者登録制度とは、太陽光発電設備設置に係る知識・実績があり、登録を希望する事業者に対して川崎市の再エネ施策や太陽光発電の基本的知識に関する研修を実施し、修了して試験に合格した一定以上の水準を持つ事業者を太陽光発電設備普及事業者として登録する制度です。

登録した事業者は、川崎市が運営する太陽光発電推進ポータルサイト「かわさき太陽光広場」で設備の設置工事等が可能な事業者として情報発信されます。市民の方にとって、太陽光発電設備設置を検討する際に「どの事業者に頼んでよいかわからない」といった状況の解消を図り、太陽光発電設備設置の検討を進めていただくための一助となるよう、発信するものです。



太陽光発電設備普及事業者登録制度イメージ

4. 太陽光発電設備に関する QA

① そもそも太陽光発電設備とは

太陽光発電を 4 kW 設置した場合は、約 2,000kg-CO₂ の削減が可能です。太陽光発電設備を設置している住宅が停電になると、システムは自動的に停止しますが、太陽の出ている時間帯は発電することができるため、自立運転機能モードに切り替えることで、その電力を利用することができます (P18 参照)。

◆太陽電池モジュール (太陽光パネル)

一般的に太陽光パネルと呼ばれるもの。太陽の光エネルギーを電気に変換する装置。

◆接続箱

太陽電池モジュールからの直流配線を一本にまとめ、パワーコンディショナーに送るための装置。

◆パワーコンディショナー (パワコン)

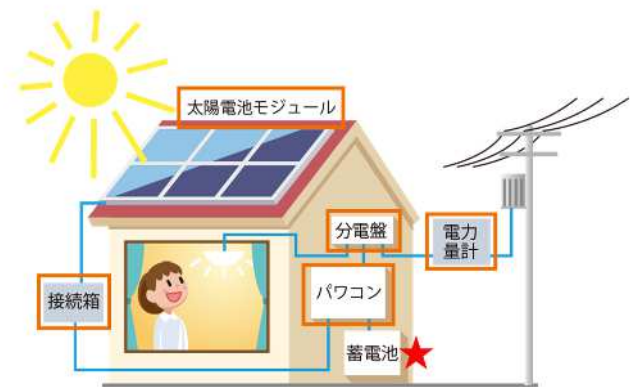
太陽電池モジュールで発電した直流電力を、家庭で使える交流電力に変換するための装置。

◆分電盤

家の配線に電気を分ける装置。

◆電力量計

電力会社に売った電力や買った電力を計量するメーター。



図：一般社団法人太陽光発電協会 HP から転載



蓄電池

出典：戸建住宅の太陽光発電システム設置に関する Q&A (一般社団法人環境共生住宅推進協議会)

電気を貯める装置。発電に必ず必要ではありませんが、設置すれば電気の活用の幅が広がります。

昼に太陽光発電設備で発電した電気を貯めて、夜に使うことで自家消費を増やしたり、夜に貯めた電気を昼に使うことでピーク電力を減らしたりできます。停電の際に、電気を貯めていれば夜でも電気を使うことができます。(上記イラスト★部分)

<自家消費を増やす>

発電した電気は貯めることができないため、自家消費できるのは 3 割程度といわれています。余剰電力は発電量の多い日中の電力使用を増やしたり、電力会社へ売電したりして減らすことができますが、蓄電池があれば貯めた電力を太陽光発電設備が発電しない時間帯や発電量が不足する時間帯に使うことができます。

<災害時に非常用電源として使う>

災害時などの停電で電力会社からの電力供給が途絶えた際には太陽光発電設備を非常用電源として使うことができます (自立運転)。太陽光発電設備の自立運転が活用できるのは、日中の発電する時間帯のみですが、蓄電池を併設することで夜間にも電力を確保することができます。



FIT 価格（買取価格）が低減しているから太陽光発電は昔より損？

FIT（Feed-in Tariff：再生可能エネルギーの固定価格買取制度）は、太陽光発電などからつくられた電力を電力会社が一定の期間、一定の価格で買い取ることを国が保証する制度です。設備の導入費用などのコストを将来的に回収できるよう国が買取価格を設定しています。そのため、**買取価格の低下は設備の初期費用が安価になったことに伴うものであり、太陽光発電設備の経済メリットが下がったということではありません。**

また、現在、買取価格より電気料金の方が高いため、**太陽光発電で生み出された電気は「売るよりも使った方（自家消費）が経済メリット」**があります。

② 設備の導入方法（自己所有・PPA 等）

②-1 太陽光発電設備の導入方法

太陽光発電設備の設置は、一般的な購入手法（自己所有モデル）に加えて、初期費用がかからないリースモデル、PPA モデルといった手法があります。

<p>◎自己所有モデル</p> <p>住宅所有者が自身の費用負担で住宅の敷地内に太陽光発電設備を設置・維持管理をします。発電された電力は住宅所有者が自家消費をし、余った電力は電気小売事業者へ売電することができます。</p>	<p>●自己所有モデル</p> <p>需要家 ★発電した電力自家消費 ★太陽光発電設備の設置・運用・保守</p>
<p>◎PPA モデル</p> <p>発電事業者が住宅の敷地内に自身が所有・維持管理をする設備を設置し、発電した電気を住宅に供給する仕組みです。一般的に住民は使用した電気量に応じてサービス料を支払います。新築でも既築でも対応可能で、一定期間後に無償譲渡となる契約プランもあります。</p>	<p>●オンサイト PPAモデル</p> <p>需要家 ★電力の利用料金の支払い</p> <p>発電事業者 太陽光発電設備の設置・運用・保守</p>
<p>◎リースモデル</p> <p>リース事業者が住宅の敷地内に設備を設置し、維持管理を行う代わりに、住民からリース事業者に定額のリース料金を支払う仕組みです。発電された電力はすべて需要家のものになります。新築でも既築でも対応可能で、一定期間後に無償譲渡となる契約プランもあります。</p>	<p>●リースモデル</p> <p>需要家 ★発電した電力自家消費 ★設備借費・リース料金支払い</p> <p>リース事業者 太陽光発電設備の設置・運用・保守</p>

出典、文献等：環境省リーフレット「初期投資 0 での自家消費型太陽光発電設備の導入について」



太陽光発電設備で固定資産税が増える？

一般住宅の屋根に設置する屋根置き型の太陽光発電設備は、固定資産税の対象にはなりません。

- ◎一般住宅の場合、建材型・屋根埋め込み型の太陽光発電設備の場合は、固定資産税の対象となります。ただし、税額の算出方法を鑑みて、税額負担の増加への影響は限定的になると考えられます。
- ◎事業用家屋（賃貸住宅など）の屋根に設置する太陽光発電設備は、建材型・屋根埋め込み型および屋根置き型の両方が固定資産税の対象となります。

③ 維持管理、メンテナンス、防水関係

③-1 太陽光パネルやパワーコンディショナーの寿命について

太陽光パネルは 25～30 年以上、パワーコンディショナーは 10～15 年とされています。なお、メーカーが定める製品の保証期間については多少ばらつきがありますが、太陽光パネルが 15 年～25 年、パワーコンディショナーが 10 年～15 年となっています。

太陽光発電設備の劣化率は国内メーカーの実例として 0.27%/年との調査結果があり、10 年間使用しても出力は 97%以上となることから、経年のみを理由として発電効率の著しい低下は発生しないと考えられます。

出典、文献等：「機器の寿命はどれくらいですか？」（一般社団法人太陽光発電協会 FAQ）

第 3 回調達価格等算定委員会 資料 3（一般社団法人太陽光発電協会）（経済産業省・H24.3）

③-2 太陽光発電設備のメンテナンスについて

日常的なメンテナンスはほとんど必要ありませんが、日頃から発電量をチェックすることが大切です。

日常的にゴミやほこり等が太陽光パネルの表面につくことがあります。雨などで洗い流されてほぼ元の能力に回復するとされています。よって、一般的な住宅で定期的に屋根に上がって掃除をする必要はほとんどありませんが、日頃から発電量を確認し、発電量の低下が確認された場合は、メーカーや販売店などに相談するようご案内をお願いします。

One Point

太陽光発電のパワーコンディショナーは 10～15 年で機器更新が必要とされ、その費用は約 35 万円です。（川崎市の経済試算はパワコン交換も含んでいます。）

出典、文献等：「令和 6 年度以降の調達価格等に関する意見」（R6.2 算定委員会）

③-3 雨漏りのリスクについて

新築建築物の場合、太陽光発電設備の設置を前提として設計し、メーカーの推奨工法により施工するため、雨漏りのリスクは非常に低く抑えることができます。既築建築物に対する瓦・スレートに穴あけを伴う施工法を含めても、メーカーが推奨する工法に従って適切に行えば、新築建築物の場合と同様、雨漏りのリスクは低く抑えることができます。万が一、雨漏りが発生した場合でも瑕疵担保保険が適用される可能性があるため、設置事業者にご相談するようご案内をお願いします。

出典、文献等：事例から学ぶ住宅トラブルとその実態（一般財団法人 住宅保証支援機構）
住宅瑕疵担保履行法とは（一般社団法人住宅課被担保責任保険協会）

④ 処分・リサイクル

④-1 太陽光発電設備の撤去が考えられる場面

(1) 住宅の解体もしくは屋根葺き替え等に伴う撤去

住宅の建て替えやリフォーム、屋根葺き替え、解体等に伴う場面です。ただし、太陽光発電設備を取り外して実施するかどうかはケースバイケースなので、メンテナンス業者と十分に相談していただくのがよいでしょう。

(2) 自然災害等によるモジュールの落下・破損等による撤去

地震や落雷、台風等の突発的な自然災害等によって落下・破損し、撤去を余儀なくされるケースです。稀なケースですが、災害時の事を想定しておく必要があります。

④-2 太陽光発電設備のリサイクル費用

産業廃棄物として処理する場合はパネル1枚(250W)あたり2,000円程度、リサイクルの場合は3,000円程度必要とされており、リサイクルの方がコストを要しますが、資源循環のためリサイクルのご協力をお願いします。なお、太陽光発電の廃棄については、環境省が太陽光発電設備リサイクル等の推進に向けたガイドラインを策定しており、本市でもこのガイドラインにより必要な指導を行うことが重要と考えています。

※別途、撤去費・運搬費が必要となります。

出典、文献等：住宅用太陽光発電設備の廃棄を検討している方へ（一般社団法人太陽光発電協会）

太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第2版）（環境省 H30.12）

リサイクル事業者からヒアリング（R4.8）

令和3年度使用済太陽電池モジュールのリサイクル等の推進に係る調査業務（環境省が実施した委託事業 R4.3）

④-3 太陽光発電設備のリサイクル施設

市内には、太陽光パネル廃棄物の100%リサイクルを行う廃棄物処理施設があり、市内での適正処理が可能となっています(市外にも施設が複数あります)。環境省の試算では、太陽光パネルの排出見込み量は、2038年に最大80万tとしています。環境省が行った金属回収実証事業の結果では、廃棄費用とリサイクル費用が同等になる可能性があり、また、リサイクル量が増えてスケールメリットが発生すれば、リサイクル費用がさらに低下する可能性があることが示されました。

<現状のリサイクルフロー>



出典、文献等：太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第2版）（環境省 H30.12）

太陽電池モジュールの適正処理（リサイクル）が可能な産業廃棄物中間処理業者名一覧を更新しました（一般社団法人太陽光発電協会 HP R3.10）

令和2年度脱炭素型金属リサイクルシステムの早期社会実装化に向けた実証事業（太陽光パネルの収集・リユースおよび非鉄金属の回収に係る技術実証）委託業務成果報告書

⑤ 水没・浸水への備え

水没・浸水時には、事前に洪水ハザードマップ等を参考に、自分が取べき対応を確認しておき、避難を最優先に対応してください。

太陽光発電設備に関する事業者で組織する「一般社団法人太陽光発電協会」が2019年に実施した太陽光発電設備の水没実験によると、適切な接地状態であれば感電リスクは低い一方、損壊等により接地状態が不適切な状態になり、特定の条件に合致した場合には、感電のリスクがあるとされています。このため、水没している設備には接近、接触せず、また、水が引いた後でもむやみに触れずに、施工業者等に対応を依頼することが重要であるとされています。

➡川崎市ハザードマップ：<https://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000018174.html>



➡太陽光発電システム（屋根上設置）の設備浸水・水没時の注意点（一般社団法人太陽光発電協会作成）

注意点等を説明しているリーフレットです。

<https://www.city.kawasaki.jp/300/cmsfiles/contents/0000130/130076/tyuuiten.pdf>



災害に関する設備の備えや取組について

◆火災について

- ◎川崎市消防局では、太陽光発電設備の有無も含め、火災が発生した建物の設備の情報を目視や関係者からの聴取により把握し、適切な消火方法を選択したうえで消火活動を行っています。
- ◎パワーコンディショナーや接続箱は、難燃性材料の使用等の安全対策が施されているため、住宅火災に至る可能性は低いと考えられます。
- ◎新築住宅の屋根に設置した太陽光パネルは、一般的に火災保険(建物)の補償対象として含まれます。火災保険の契約後に設置した場合、契約の見直しが必要になる場合がありますので取扱店に確認いただくようご案内をお願いします。

◆浸水について

- ◎浸水時の感電事故の可能性については断線したケーブルに接触した場合などが想定されますが、独立行政法人 製品評価技術基盤機構や消費者庁国民生活センターの事故情報データベース等では、**浸水による感電事故の事例はありません。**
- ◎浸水した際は、事前に洪水ハザードマップ等を参考に、自分が取べき対応を確認しておき、浸水時には避難を最優先に対応してください。また、水没している設備には接近、接触せず、施工業者等に対応を依頼してください。
- ◎太陽光発電設備が浸水した場合は、一般家電製品同様の注意が必要です。日頃から取扱説明書などの注意点を確認することが重要です。

◆土砂災害特別警戒区域について

土砂災害特別警戒区域に建築物を新築する場合、土砂の衝撃に耐える構造等の対策をしなければならぬ規制があるため、建築物自体が崩壊する可能性は低いと考えています。

◆ひょう害について

太陽光パネルのガラス面の JIS 規格では、製品の 11 か所に最小直径 25 mm のひょうが秒速 23m (約 83 km/h) の速度で当たっても割れることが無いような品質を条件としています。

◆台風や地震による被害について

台風や地震については、屋根への太陽電池モジュールの取り付け強度は JIS C8955 (太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法) に基づき荷重を計算し、風などの荷重に耐えるように設計されています。

◆災害時の救助活動について

川崎市消防局では、水害時や土砂災害時といった状況においては、太陽光発電設備に限らず様々な設備が増えれば対応しなければならない要素は増えていますが、そのような状況であっても、現場の風向き、天候、建物状況と様々な活動環境を適切に判断した上で、資機材、防護衣を選択し、人命救助活動を最優先に進めることとしています。



ZEH 住宅について

出典：これからは！「ZEH」でお得に賢く快適生活（資源エネルギー庁リーフレット）

ZEH とは、Net Zero Energy House (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス) の略語で、「エネルギー収支をゼロ以下にする家」という意味です。住宅の高断熱化や高効率設備の導入により、住宅でのエネルギー消費量を削減するとともに、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーの導入により、年間のエネルギー収支をゼロとすることを目指した住宅です。

<ZEH のメリット-1>室温の変化が少ないため、ヒートショックが起きにくい

住居内の寒暖差によってリスクが高まる冬の心筋梗塞などのヒートショックによる事故を防ぎます。そのためにはガラス、サッシなど、断熱性のよい窓を選ぶことが必要です。

<ZEH のメリット-2>光熱費が安くなる

高断熱、高性能な機器の導入による省エネ、太陽光発電設備による創エネで、今後、エネルギー価格が上がっても月々の光熱費を安くおさえることができます。機器は省エネ性能の高いものを選ぶのがポイントです。

<ZEH のメリット-3>再生可能エネルギーで地球環境に優しい

太陽光発電などの「創エネ」によって地球環境に優しく、持続可能な社会の実現にも貢献することができます。創った電気を蓄電池等で蓄えることで、災害時でも必要な電力を確保することができます。



⑥ 建築士太陽光発電設備説明制度の Q&A

ここでは、制度に関する疑問点を解消するため、主な Q&A を掲載しています。

No.	質問	回答（見解）
1	説明をしない場合に罰則はあるのか。	本制度には罰則は設けておりません。ただし、必要に応じて市から建築士の方に報告を求めることや、市の立ち入り調査が可能な制度となっています。
2	履行状況を公表するのか。	公表は行いません。
3	該当する建築物について、日照等の問題で太陽光発電設備設置に不向きな場合でも説明が必要か。	太陽光発電設備の設置が向かない理由を説明いただければ構いません。 なお、その場合でも説明書面の写しを保管いただく必要があります。
4	制度履行に当たっては説明書面を必ず使用しなければならないのか。	説明書面によらずとも説明いただくことは可能ですが、説明書面を踏まえた説明を行っていただく必要がございますので、基本的には説明書面を使用いただきたいと考えております。
5	説明書面の記名は建築主に記載をしてもらう必要があるか。	建築主の氏名等も含めて、建築士の方が記載いただいても構いません。
6	紙面を使用せずに電磁的記録(PDFなどの電子ファイル)を使用して説明した場合、説明を行った記録はどのように保管すればよいのか。	紙面を使用せずに電磁的記録により説明を行った場合は、そのデータを保管していただきます。なお、保管期間は交付した電子ファイルを説明した日を起算日として3年間となります。
7	建築主が建築事業者である場合に説明の除外とした理由は何か。	建築事業者の場合、年間で数十件以上の建築がなされる場合があり、建築士が同じ建築主（建築事業者）に繰り返し説明が行われることが想定されるため、建築士の負担等を考慮し除外しております。 建築事業者の皆様に対して、本制度外において、太陽光発電設備に関する情報発信を行ってまいります。
8	物件契約・購入の前に太陽光発電設備に関する説明を行っても説明制度の要件は満たすのか。	契約を行う前でも説明いただけます。その場合でも説明書面の交付や写しの保管が必要となります。
9	延床 2,000 m ² 以上の建築物の建築主への説明は必要なのか。	説明制度の除外としておりますので、説明を頂く必要はありません。
10	建築事業者が建築士の使者として代わりに説明することも可能か。説明ができる場合、説明書面の保管は建築事業者が行うのか。	建築事業者の方が説明をしていただくことも可能です。その場合に、役職等は問いません。 説明した書面の保管は、本来説明をする建築士の方となります。
11	建築事業者が建築士の使者として代わりに説明をした場合に資格は必要か。	資格は求めておりませんが、説明に当たり、建築士と同様の説明ができる方が行っていただく必要があります。

12	リーフレット上の面積計算において、北面の屋根を除外しているが北面とする範囲は決まっているのか。	<p>南面等屋根以外の範囲を北面とします。</p> <p>南面等屋根とは水平屋根又は南を含む東から西までに面する屋根をいいます。</p>
13	北面屋根とは北から何度までをいうのか。	<p>北から東西に90度未満の範囲が北面屋根となります。水平屋根は北面になりません。</p>
14	設置が向かない理由とはどのようなものを想定しているか。	<p>屋根の向きが日射量の少ない北面に向いている場合や、近隣の環境により、建築物に影が掛かるなどの場合など、太陽光発電設備の効果が十分に発揮できない状況を想定しています。</p>
15	書類の保存が建築士事務所ではなく建築士個人になっているのはなぜか。また、退職した場合などどのような取扱いとなるか。	<p>本制度は、建築物の設計を担った建築士を制度対象者として説明、書面等の保存まで行っていただくことを想定し、制度構築を行ったものです。</p> <p>退職した場合でも対象となる建築士の方が書面等の保存を行うことが原則とはなりますが、退職された建築士の業務を引き継いだ建築事務所等で保存いただいても差し支えありません。</p>

5. 関係条例・規則

●関係機関の参考資料

◎資源エネルギー庁

<https://www.enecho.meti.go.jp>

◎一般社団法人 環境共生住宅推進協議会 (KKJ)

<https://www.kkj.or.jp>

◎一般社団法人 太陽光発電協会 (JPEA)

<https://www.jpea.gr.jp>



川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例（令和6年4月1日施行）

（建築士による太陽光発電設備に係る説明）

第25条 建築士は、規則で定める建築物の新築等に係る設計を行うときは、規則で定める場合を除き、当該設計の委託をした建築主に対し、当該設計に係る建築物及びその敷地に設置することができる太陽光発電設備について、規則で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

2 建築士は、前項の建築主の承諾を得て、同項の規定による書面の交付に代えて、当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を提供することができる。この場合において、当該建築士は、同項の規定による書面の交付を行ったものとみなす。

3 第1項の規定による説明をした建築士は、同項の規定により交付した書面の写し又は前項の規定により提供した電磁的記録を規則で定める期間、保存しなければならない。

（建築士に対する支援）

第26条 市長は、建築物又はその敷地への太陽光発電設備の設置を促進するため、前条第1項の設計を行う建築士に対し、情報の提供、指導、助言その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

（事業者及び市民に対する支援）

第27条 市は、建築物又はその敷地への太陽光発電設備の設置を促進するため、事業者及び市民に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

（適用除外）

第28条 この節（第24条及び次条を除く。）の規定は、規則で定める建築物については、適用しない。

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則（令和6年4月1日施行）

（建築士による説明を要する建築物）

第24条 条例第25条第1項の規則で定める建築物は、床面積（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積。以下同じ。）の合計が10平方メートルを超える建築物（特定建築物（床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物をいう。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第18条第2号に該当する建築物を除く。）とする。

（建築士による説明を要しない場合）

第25条 条例第25条第1項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- （1） 建築主が建築事業者（建築物を新たに建設する工事を業として請け負う者又は建築物を新築し、これを分譲し、若しくは賃貸することを業として行う者をいう。）である場合
- （2） 建築主から条例第25条第1項の規定による説明を要しない旨の意思の表明があった場合
- （3） その他市長が認める場合

（書面に記載する事項）

第26条 条例第25条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 設置することが可能な太陽光発電設備の出力
- （2） 太陽光発電設備の利用による温室効果ガスの排出の量の削減その他の地球温暖化対策に関する情報
- （3） その他市長が必要と認める事項

（書面の写し等の保存期間）

第27条 条例第25条第3項の規則で定める期間は、同条第1項の規定による説明を行った日から起算して3年とする。

（適用除外）

第28条 条例第28条の規則で定める建築物は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第18条第3号に該当する建築物とする。

建築士太陽光発電設備説明制度に係る施行細則

- 1 川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則(平成21年12月24日規則第90号。以下「規則」という。)に定める「その他市長が認める場合」等に該当するものは次の通り定める。
 - (1) 規則第25条第3号に定める「その他市長が認める場合」は次のとおりとする。
 - ア 委託契約前に説明をした場合
 - イ 建築事業者が建築士の使者として代わりに説明をした場合
 - ウ 該当する建築物が市の公共施設である場合
 - (2) 規則第26条第3号に定める「その他市長が認めるもの」は次のとおりとする。
 - ア 説明をした年月日(建築主から説明を要しない旨の意思の表明があったときは、その表明があった年月日)
 - イ 建築主の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 - ウ 設計を行う建築物の建築を予定する土地の場所
 - エ 建築士の氏名(建築主から説明を要しない旨の意思の表明があったときは、その表明を受けた者の氏名)
 - オ 建築士が所属する事務所の名称

附則

- 1 この細則は、令和6年4月1日から施行する。